

デジタルサイネージ設置許可条件

(目的)

第1条 本許可条件は、甲の施設である市役所において、乙が民間企業等のデジタルサイネージを設置することについての取扱いについて定めるものとする。

(設置場所)

第2条 乙がデジタルサイネージを設置する場所は、別途甲が指定する場所とする。

(事業計画の策定及び協議)

第3条 乙は、デジタルサイネージの仕様、施工管理方法等、デジタルサイネージ運営及び広告に関する事項についてあらかじめ甲と協議し、これらに必要な資料等を甲に提出しなければならない。

(広告主及び広告内容の審査)

第4条 乙は、デジタルサイネージにより広告する広告主の選定及び広告の内容について、宝塚市広告掲載要綱を遵守するとともに、事前に甲の審査を受けその承認を得なければならない。

2 乙は、前項の審査を受けるため、広告に係るデータ等必要な資料を甲の指定する日までに、甲の指定する方法で提出しなければならない。

3 乙は、広告主及び広告内容について市役所の公共性、美観及び市役所利用者への影響に配慮しなければならない。

(広告内容の遵守事項)

第5条 乙は、広告の内容について、次に定める事項を遵守する。

(1) 広告の内容に関する一切の責任は乙が負うものとし、甲は一切の責任及び負担を負わないものとする。

(2) 広告の内容が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容に係る財産権のすべてにつき合理的な権利処理が完了していることについて保証する。

(3) 甲に対して第三者から広告活動に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、乙の責任及び負担において解決するものとし、甲は責任及び負担を負わないものとする。

(報酬等の受領)

第6条 乙は、デジタルサイネージの設置にあたり、広告主との間で広告に関する契約を締結し、報酬等を受領できる。

(デジタルサイネージの設置等)

第7条 デジタルサイネージの製作及び設置に係る作業は、乙が自己の負担により調整し、及び実施するものとする。但し、庁舎内のレイアウト変更等のやむを得ない事由により、デジタルサイネージを移設する場合には、甲乙協議して移設場所を決定するものとする。

(設置の委託)

第8条 乙は、乙の責任において、デジタルサイネージの設置業務を第三者に委託することができる。

(設置にあたっての留意事項等)

第9条 乙は、デジタルサイネージの設置にあたっては、市役所の維持管理及び災害時の避難誘導に支障とならない場所及び構造とするよう配慮しなければならない。

2 乙は、デジタルサイネージの落下、破損等により、市役所利用者等に危険を生じさせることの

ないようにしなければならない。

3 甲は、乙に対して、第1項及び前項に規定する留意事項についての助言及び指導を行うことができ、乙はその助言及び指導に従わなければならない。なお、当該助言及び指導に従うことによって生じる経費は、乙が負担する。

4 デジタルサイネージの設置に関する作業は、甲が指定する日時に行わなければならない。
(広告内容の修正)

第10条 甲は、広告の内容が宝塚市広告掲載要綱に違反しているとき及び市役所での広告としてふさわしくないと甲が合理的な理由により判断したときは、乙に対して広告の内容の修正を求めることができ、乙はこれに従わなければならない。

2 前項の広告の内容の修正に係る費用は、乙が負担する。
(広告内容の変更)

第11条 乙は、自己の都合により広告の内容を変更するときは、事前に甲と協議をし、その審査及び承認を得なければならない。

(デジタルサイネージの破損の対応)

第12条 乙は、デジタルサイネージが毀損、汚損等したときは、速やかに復旧等の最適な措置を取らなければならない。

2 甲は、デジタルサイネージの毀損、汚損等を発見したときは、速やかに乙に通報するものとする。

3 第1項に規定する措置に係る経費は、乙が負担する。
(デジタルサイネージの一時撤去又は広告の一時削除)

第13条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その問題が解消されるまでの間、デジタルサイネージを一時撤去し、又は広告を一時削除するよう乙に指示することができ、乙はこの指示に従わなくてはならない。

(1) 甲の指定する期日までに行政財産使用料等の納付がないとき。

(2) 乙が法令又は本協定の内容に違反したとき。

(3) 広告主又は広告内容が宝塚市広告掲載要綱に違反したとき。

(4) 第9条第3項の助言及び指導に乙が従わないとき。

(5) 第10条第1項の規定による広告内容の修正を乙が行わないとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、デジタルサイネージの設置及び広告を継続することが社会通念上著しく不適切であると認められる相当かつ合理的な理由があると甲が判断したとき。

2 前項に規定する一時撤去又は一時削除の理由となった問題が解消されたと甲が認めるときは、乙はデジタルサイネージを設置し、又は広告を再開することができる。

3 第1項の一時撤去又は一時削除並びに前項の再開に係る費用は、乙が負担する。

4 第1項の規定による指示があつたにも関わらず、相当期間内に乙が一時撤去又は一時削除を行わないときは、甲は乙の承諾を得ることなくデジタルサイネージを自ら一時撤去し、又は一時削除することができ、これに要した費用は乙が負担するとともに、甲は一時撤去又は一時削除によって生じた乙の損害の賠償を行わない。

5 本条の規定による一時撤去又は一時削除が行われた場合において、甲は納付済の行政財産使用料を乙に返還しない。

(撤去)

第14条 乙は、設置に係る許可期間が満了したときは、遅滞なく自己の負担によりデジタルサイ

ネーじを撤去しなければならない。

(広告主への補償等)

第15条 乙は、第13条の規定による一時撤去又は一時削除が行われた場合において、広告主に対して損害の補償及び報酬等の返還を行う必要が生じたときは、乙の責任と負担において解決するものとする。

(原状回復)

第16条 乙は、使用許可の期間満了、許可の取消し等によりデジタルサイネージを撤去したときは、速やかに原状回復をしなければならない。

(第三者の損害の賠償等)

第17条 乙の責に帰すべき事由により第三者に生じた損害の賠償に関しては、乙が自らの責任と負担をもって解決する。

(著作権等)

第18条 乙は、デジタルサイネージの製作及び設置に際して、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

2 甲が、本許可に基づき設置したデジタルサイネージ及び広告が掲載されている写真又は画像データを市役所や事業の紹介等の行政目的のために甲が作成し、又は関与する印刷物、ホームページ等に掲載する場合は、乙はその掲載を許諾するとともに、広告主からの許諾も得るように努めなくてはならない。ただし、広告主又は第三者の権利を侵害し、又はその恐れがある場合はこの限りではない。

(疑義の解釈等)

第19条 本許可条件の定めに疑義が生じたとき、また本許可条項に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

令和5年(2023年) 月 日

(甲) 宝塚市東洋町1番1号

宝塚市

宝塚市長 山崎 晴恵

印

(乙)

印